

北海道稚内高等学校定時制 生徒心得

生徒心得は、本校定時制課程の生徒として守らなければならない基本事項である。下記の事項を実践し、充実した学校生活を送る。

1 学習面について

学習が学校生活の中心なので、根気よく継続して学習する習慣を身につける。
授業が学習の基本であることを最も大切にし、次のことについて厳守する。

(1) 授業について

- ① 授業開始のベルまでに授業準備を済ませ、静かに先生の入室を待つ。
- ② 授業の始めと終わりには立礼を行う。
- ③ 授業中は私語等の身勝手な行動を慎み、一生懸命に取り組む。
- ④ 授業に必要な物以外は教室に持ち込まない。

(2) 試験について

- ① 不正行為を絶対にしない。
- ② 試験中は机の上に教科書・ノート等を一切置かず、消すことのできない落書き等がある場合は、先生に申し出る。机の中も空にしておく。
- ③ その他、試験中の心得を守る。

2 生活面について

(1) 校内生活について

- ① 来賓・父母・教職員に対してはもちろん、生徒同士においても礼儀を失わないように心がける。また、言葉遣いはていねいにする。
- ② 登校後は、下校まで校舎外へ出ない。
- ③ 職員室の出入りはその都度会釈とあいさつをし、職員室内では騒がしくない。
- ④ 校舎の設備・備品等は大切に使い、特にトイレは清潔に使用する。
- ⑤ 教科・特別活動等で使用する教室や場所以外は、出入りしない。
- ⑥ 多額な金銭や高価なものはできる限り持ってこない。
- ⑦ 生徒同士の物品の贈与および金銭の貸借はしない。
- ⑧ 携帯電話等の使用は公共マナーを守って使用する。
- ⑨ 放課後、特に用事のないときは21時20分までに下校する。

(2) 服装・頭髪について

- ① 服装は華美・派手にしない。
- ② 儀式等の服装は正装とし、行事・遠征等で学校を離れる場合はその場に適した服装をする。
- ③ 頭髪は見苦しくならない。
- ④ 装飾品については見苦しくならない。
- ⑤ 上靴は指定の運動靴をはき、下足箱の上段に上靴を下段には外靴を入れる。
- ⑥ 校舎内では帽子類をかぶらない。

(3) 遅刻・欠席・早退・中抜けについて

- ① 遅刻した場合はまず職員室へ行き、職員室で「遅刻届」に所定の事項を記入した後、それを持って教室に静かに入室し、教科担任(休み時間は担任)の先生に届け出る。
- ② 早退する場合は教科担任(休み時間は担任)の先生に申し出て、担任の先生の許可を受けてから「早退届」に所定の事項を記入し、それを教科担任(休み時間は担任)に届け出て、速やかに帰宅する。
- ③ 授業中、止むを得ずトイレ等で中抜けした場合は、職員室で「入退室届」に所定の事項を記入した後、それを持って教室に静かに入室し、教科担任(休み時間は担任)の先生に届け出る。
- ④ やむを得ずに遅刻・早退をする場合は、早めに学校に連絡する。
- ⑤ 外部の者との連絡・電話等は、緊急時以外は取り次がない。

(4) 給食について

- ① 給食室では、上着類を脱ぐ。
- ② 給食時間は、原則として18時10分から18時35分までとする。
- ③ 飲食物を給食室に持ち込まない。また、給食を持ち出さない。
- ④ 手を洗ってから食べる。
- ⑤ 「いただきます」、「ごちそうさまでした」のあいさつを、しっかり行なう。

- ⑥ カウンターにて順序よく食事を受け取り、トレイを使用して席に運ぶ。
 - ⑦ テーブルを汚したときは、ふきんやティッシュで拭き取る。
 - ⑧ 食事終了後、イスを所定の位置に戻す。
 - ⑨ 食べ終わった食器は各自カウンターへ戻す。
 - ⑩ 牛乳パックは給食室から持ち出さず、所定のゴミ箱へ捨てる。
 - ⑪ 携帯電話等を使用しない。
- (5) 清掃について
各教室と特別区域の清掃は清掃要領に従い手分けをして行なった後、担当の先生に報告して終える。
- (6) 校外生活について
- ① 学校発行の身分証明書を常に携帯し、本校生徒としての自覚を忘れずに公衆道徳を守って行動する。
 - ② 夜間の外出は慎重、午後11時までに必ず帰宅する。無断外泊をしない。
 - ③ 男女の交際についてはお互いの人格を尊重し、健全な交際をする。
 - ④ 歩行時には交通規則を守ること。二輪・四輪の運転時には、「人命の尊重」を第一に考え、道路交通法に定められた運転をする。
 - ⑤ アルコールを提供する飲食店（居酒屋、スナックなど）・パチンコ店・雀荘等、未成年者については未成年者立入禁止の場所へ入らない。
 - ⑥ 薬物等の行為は絶対にしない。また、未成年者は飲酒・喫煙の行為をしない。
 - ⑦ 賭事は絶対にしない。

3 通学について

- (1) 交通機関の利用者は公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけない。
- (2) 歩行者は次の事項を守る。
 - ① 通行車両の迷惑とならないように歩道を歩き、交通事故に注意する。
 - ② 下校時はできるだけ暗い道を避けて複数で帰り、痴漢や不審者等に出会ったときは、速やかに学校へ連絡する。
 - ③ 下校途中には友人の家などを訪問しない。
- (3) 自転車通学者は次の事項を守る。
 - ① 自転車通学する旨を担任に申し出て、自転車通学届を提出する。
 - ② 交通規則を守り、事故のないようにする。
 - ③ 二人乗りや無灯火走行、定められた期間以外の自転車通学をしない。
 - ④ 学校では鍵をかけて、しっかり駐輪場に置く。
- (4) 車両による送迎は次の条件を満たした者とする。
 - ① 車両送迎届を提出し、原則として家族による運転による。
 - ② 車両送迎届の記載に変更があった場合は、速やかに届け出る。
 - ③ 自動二輪車による送迎は禁止する。
- (5) 特別の事情で下校が遅れる場合は、あらかじめ家庭等に連絡する。

4 運転免許の取得について

- (1) 免許取得に当たっては、成績面、出席面で良好なものに限る。
- (2) 授業料・諸納金の滞納が無いものに限る。
- (3) 車両運転免許を取得する者は担任に申し出て、「運転免許取得許可申請書」を受け取り、必要事項を記入して、担任に提出する。
- (4) 「運転免許取得許可申請書」を提出後、本人・保護者・担任・生徒指導部で4者面談を行い、免許取得の許可を得る。
- (5) 取得後は、学校からの指導内容に従う。また、道路交通法を遵守する。
- (6) 取得後に交通事故・違反があった場合は、速やかに担任の先生および係の先生に申し出る。

5 在学中の就業に関して

- (1) 就業希望者は、仕事の種類、勤務先の環境を十分に考慮し、健全な職場を選ぶ。
- (2) 就業希望者は、勤務先の就業時間を十分に考慮し、学業の妨げにならない職場を選ぶ。
- (3) 就業先が決まらないときは、担任・進路庶務部の先生と相談する。
- (4) 未成年者はアルコールを提供する飲食店（居酒屋、スナックなど）・パチンコ店・雀荘などで就業しない。
- (5) 就業先の決まった生徒は、速やかに「就業届」を担任に提出する。
- (6) 就業先の規則を遵守する。特に出勤時間や退勤時間を守り、無断欠勤はしない。
- (7) 就業先の秩序を守り、業務能率の向上に努める。
- (8) 働きながら学ぶことは精神的、肉体的に大きな疲労を伴うので、規則的な生活を心がける。

(9) 就業先や就業状態に変更があったときは、速やかに担任に連絡する。

6 各種届出について

(1) 校長へ届け出るもの

- ① 転学・休学および退学
- ② 校舎内外における生徒集会
- ③ 合宿および対外試合の出場
- ④ 金銭または物品の徴収
- ⑤ 校舎内外における印刷物の発行、掲示、配布
- ⑥ 休日の登校および校舎使用
- ⑦ 泊を伴う旅行、キャンプ等
- ⑧ 車両による通学

(2) 担任等へ届け出るもの

- ① 本人、保護者および保証人の転居、転籍、氏名変更
- ② 近親者の死亡
- ③ 学校の設備・備品の破壊や発見
- ④ 物品または金銭の盗難、遺失、拾得
- ⑤ 災害または事故の発生
- ⑥ 就業・退職ならびに職場変更
- ⑦ 運転免許の取得
- ⑧ 車両による送迎
- ⑨ 自転車による通学
- ⑩ 校外の諸団体への加入、またその催しへの参加

7 長期休業について

(1) 学習については、計画的に行なう。

(2) 生活については、生徒心得および休業前指導に従い、規律正しい生活を送る。